

令和 3 年 5 月 28 日

第 3 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

5月28日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報告第4号 令和2年度南知多町一般会計予算継続費の逡次繰越しについて
- 日程第5 報告第5号 令和2年度南知多町一般会計予算繰越明許費について
- 日程第6 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例等の一部を改正する条例について）
- 日程第7 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第8 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について）
- 日程第9 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南知多町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第10 議案第30号 新たに土地が生じたことの確認について（大字篠島）
- 日程第11 議案第31号 公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更について（大字篠島）
- 日程第12 議案第32号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第13 議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第14 議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第15 議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第16 議案第36号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第17 議案第37号 農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とするものの同意について
- 日程第18 議案第38号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第19 議案第39号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第20 議案第40号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第21 議案第41号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第22 議案第42号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第23 議案第43号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第24 議案第44号 農業委員会委員の任命同意について

- 日程第25 議案第45号 南知多町学校給食センター設置及び管理条例の制定について
- 日程第26 議案第46号 南知多町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第47号 南知多町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第48号 南知多町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第49号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第50号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第31 請願第2号 南知多町の町長・町議会議員選挙での選挙公報条例の制定を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	滝本恭史	総務課長	内田純慈
防災危機管理室長	石黒俊光	税務課長	神谷和伸
企画財政課長	滝本功	まちづくり推進室長	高田順平
建設経済部長	鈴木淳二	建設課長	山本剛

産業振興課長	奥川広康	水道課長	坂本有二
厚生部長	大岩幹治	住民福祉課長	宮地利佳
保険年金室長	山下忠仁	健康介護課長	田中直之
健康子育て室長	相川和英	環境課長	富田和彦
教育長	高橋篤	教育部長	鈴木茂夫
学校教育課長	鈴木和芳	社会教育課長	森崇史
学校給食センター所長	山本剛資	会計管理者兼会計課長	山本有里

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	大久保美保	主査	小坂有一
--------	-------	----	------

[開会 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を6月定例町議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま南知多町においては、地球温暖化防止及び経費節減のため、さわやかエコスタイルキャンペーンを実施しておりますので、議会もノーネクタイ及び軽装で実施してまいります。

さて、全国的にコロナウイルス感染症がなかなか収まらない中、国の主導でワクチン接種が急に加速化され出しました。南知多町においてもワクチン接種のスケジュールを前倒しすることが求められて、町長はじめ職員の皆様には本当に御苦労さまです。今の現状の中、ワクチン接種は町民の安心・安全と通常的生活を取り戻すための有効な施策の一つです。今後よろしく申し上げます。

ここで、傍聴者の皆様をお願い申し上げます。

現在、県において新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令中であります。感染防止対策として別室での傍聴とさせていただくことといたしました。御迷惑と御不便をおかけいたしますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく申し上げます。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井満久君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番、片山陽市議

員、4番、小嶋完作議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤井満久君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月11日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（藤井満久君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、諸般報告をさせていただきます。

初めに、新型コロナワクチン接種につきまして報告させていただきます。

新型コロナワクチン接種につきましては、75歳以上の方を優先して接種を開始し、5月15日に総合体育館で第1回目の集団接種を実施し、450の方に接種いたしました。また、5月22日には日間賀小学校で行い、400の方に接種しております。うち日間賀島では1名の方が接種後に体調を崩されましたが、現場の医師をはじめスタッフによる応急処置と、地元消防団や消防署による緊急搬送が行われ、病院にて処置を受け、その方は無事回復されまして、その日のうちに帰宅することができました。

対応に当たっていただきました医師はじめスタッフの方々、緊急搬送を行っていただきました地元消防団や消防署の方々に感謝申し上げます。

また、高齢者への接種を早めるため、6月より保健センターでの集団接種を追加しております。5月27日午後5時時点の1回目の接種予約状況は、75歳以上の高齢者の約8

割の方に予約いただいております。

今後も希望者全員に少しでも早く接種できるよう努めてまいります。

次に、南知多町豊浜防災センターの供用開始につき報告申し上げます。

南知多町豊浜防災センターにつきましては、改修整備が完了し、4月1日より供用開始をいたしております。町民が安全・安心に暮らせるよう災害に強いまちづくりを進めるため、豊浜地区を中心とした災害発生時の活動拠点としての役割を担ってまいります。日頃の地域活動においては、地域防災力の向上を目的として、既に自主防災組織を中心に、会議や防災教室、防災訓練などを行っていただいております。

次に、ごみ排出量抑制のための施策として、令和3年4月から可燃用指定ごみ袋の有料化、刈り草の資源化、プラスチック製容器包装収集などの施策を実施させていただいております。

また、分別収集品目の変更、知多南部クリーンセンターへ直接搬入されるごみの有料化、知多南部リサイクルステーションの開設も行われているところでございますが、皆様に御協力をいただき、大きな混乱もなく、ごみ・資源の収集ができておりますことに感謝申し上げます。

新しい施策が始まって2か月近く経過いたしました。4月の収集実績は、家庭系可燃ごみにつきまして、前年同月対比33%、113.2トン減少しております。プラスチック製容器包装につきましては、町の計画よりも2.12トン多い8.37トンが収集されております。平成29年10月に開始したミックスペーパーの収集につきましても、前年同月対比23%、2.37トン増え、12.8トンと、資源の分別が着実に進んでおります。

また、一部の収集箇所においては、まだ分別の徹底が十分でないことから、今後ごみ減量化通信、広報、回覧等を通して施策内容のより一層の周知を図ってまいりますので、ごみ減量に対しまして今まで以上に深い御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日提出させていただきます案件は、令和2年度南知多町一般会計予算継続費の通次繰越しについてをはじめ、報告2件及び専決処分の承認を求めることについてをはじめ25議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第4号の令和2年度南知多町一般会計予算継続費の逓次繰越しにつきましては、学校給食センター整備事業に係る継続費について逓次繰越ししたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第5号の令和2年度南知多町一般会計予算繰越明許費につきましては、繰越明許費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第26号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、南知多町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第27号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第28号の専決処分の承認を求めることにつきましては、令和3年3月議会で可決された南知多町介護保険条例の一部を改正する条例において一部改正漏れが判明したため、令和3年3月31日に南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第29号の専決処分の承認を求めることにつきましては、令和3年度南知多町一般会計補正予算（第3号）であります。その内容としましては、日間賀漁港内の浮き桟橋新築工事に係る経費の増額補正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第30号の新たに土地が生じたことの確認及び議案第31号の公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更につきましては、篠島漁港公有水面埋立てに関する工事について、令和3年2月19日付で愛知県より竣功認可されたものであることが証明されたため、新たに土地が生じたことの確認については、地方自治法第9条の5第1項の規定、また公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更については、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第32号の人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員5名の委員のうち1名の方が令和3年9月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として1名の方を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

議案第33号から議案第35号の固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、3名の委員が令和3年7月3日、同9日、同14日をもってそれぞれ任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、3名の選任同意をお願いするものであります。

議案第36号の教育委員会委員の任命同意につきましては、5名の委員のうち1名の方が令和3年7月14日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、任命同意をお願いするものであります。

議案第37号の農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることの同意につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行令規則第2条第2号の規定に基づき、農業委員会委員に占める認定農業者等またはこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたので、議会の同意をお願いするものであります。

議案第38号から議案第44号の農業委員会委員の任命同意につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、7名の任命同意をお願いするものであります。

議案第45号の南知多町学校給食センター設置及び管理条例の制定につきましては、新たに南知多町学校給食センターを建設することに伴いまして、新たに条例を制定するものであります。

議案第46号の南知多町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における負担を軽減し、利便性向上や手続の簡略化を図ることを目的に押印を廃止するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第47号の南知多町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第48号の南知多町火入れに関する条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における負担を軽減し、利便性向上や手続の簡略化を図ることを目的に押印を廃

止するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第49号の南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましても、母子家庭等医療の所得制限について、国の独り親施策と同様の取扱規定とするため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第50号は、令和3年度南知多町一般会計補正予算（第4号）であります。

今回の補正は、宿泊施設等における感染症蔓延防止対策などをはじめとする新型コロナウイルス感染症に対応するための経費を含めた補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,541万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億1,314万5,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としまして、歳出におきましては、総務費1,800万円、民生費1,371万6,000円、農林水産業費537万7,000円、商工費677万1,000円、消防費200万円及び教育費1,954万7,000円をそれぞれ追加するものであります。

歳入におきましては、国庫支出金1,291万9,000円、県支出金537万7,000円、繰入金177万5,000円、繰越金326万8,000円、諸収入2,477万2,000円及び町債1,730万円をそれぞれ追加するものであります。

以上で諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第4号 令和2年度南知多町一般会計予算継続費の通次繰越しについて

○議長（藤井満久君）

日程第4、報告第4号 令和2年度南知多町一般会計予算継続費の通次繰越しについての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

それでは、報告第4号 令和2年度南知多町一般会計予算継続費の通次繰越しにつきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づきまして御報告申し上げます。

1枚はねて、令和2年度南知多町継続費繰越計算書を御覧ください。

10款教育費、5項保健体育費の学校給食センター整備事業につきましては、令和元年度から令和3年度までの継続事業でございます。

継続費の総額は10億6,268万6,000円であります。令和元年度からの通次繰越額5億3,160万1,000円のうち、支出済み及び支出見込額は3億3,458万9,700円でありますので、残額1億9,701万1,300円を翌年以降に繰り越すものであります。その財源は、繰越金3,330万4,300円、町債9,650万円及びその他6,720万7,000円であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（藤井満久君）

これをもって報告を終わります。

日程第5 報告第5号 令和2年度南知多町一般会計予算繰越明許費について

○議長（藤井満久君）

日程第5、報告第5号 令和2年度南知多町一般会計予算繰越明許費についての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

報告第5号 令和2年度南知多町一般会計予算繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして御報告申し上げます。

1枚はねていただき、令和2年度南知多町繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

令和2年11月9日議会臨時会、令和3年2月10日専決及び令和3年3月議会定例会で繰越明許費の補正予算措置を御可決、御承認いただきました7事業において、年度内に完了できないため、記載のとおり令和3年度に繰越しをいたしましたので、報告するものであります。

繰越しをいたしました事業は、新型コロナウイルスワクチン接種事業、漁業振興対策事業、港整備交付金事業、道路ストックのり面修繕事業、道路橋りょう用地取得事業、師崎山ノ神避難場所整備事業及び豊浜地区防災拠点施設整備事業のうち非常用発電機等設置事業の7事業であります。

翌年度繰越額は、表の一番下の欄、合計の左から2つ目ではありますが、7事業で1億

8,894万2,000円であります。その財源は、既収入特定財源54万9,000円、国庫支出金7,581万6,000円、県支出金5,063万6,000円、町債3,800万円及び一般財源2,394万1,000円であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（藤井満久君）

これをもって報告を終わります。

日程第6 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（藤井満久君）

日程第6、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例等の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

それでは、議案第26号、専決処分の承認を求めます南知多町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の提案理由であります。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町税条例等を改正する必要性が生じたので、3月31日、町税条例等の一部改正につきまして地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

2の改正の主な内容であります。

この条例は2条立ての条例となっております。

(1)の第1条の改正で、アの個人の町民税関係においては、(ア)給与所得者の扶養親族申告書または公的年金等受給者の扶養親族申告書について、電磁的方法により提供するに当たり、一定の要件を満たす場合、税務署長の承認を不要とする改正で、第35条の3の2及び第35条の3の3関係であります。

(イ)退職所得申告書について、一定の要件を満たす場合、電磁的方法により提供す

ることができることとする改正で、第51条の9関係であります。

(ウ) 前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の適用を受けた場合、住宅借入金等特別税額控除について、その適用期限を令和17年度分まで延長する改正で、附則第25条関係であります。

イの固定資産税関係においては、(ア) 地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合(わがまち特例の割合)を追加する改正で、附則第10条の2関係であります。浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例3分の1を追加するものであります。

(イ) 不均一課税による固定資産税の税率の特例の対象期間を2年延長する改正で、附則第10条の4関係であります。

(ウ) 土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長する改正で、附則第12条及び第13条関係であります。

ウの軽自動車税関係においては、(ア) 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置の適用期限を令和3年12月31日まで延長する改正で、附則第15条の2関係であります。

(イ) 令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃料性能の優れた環境負荷の少ないものについて、翌年度分の種別割の税率を軽減する改正で、附則第16条関係であります。

(2)の第2条の改正は、南知多町税条例の一部を改正する条例(令和2年南知多町条例第17号)の一部を改正し、法人の町民税関係において、地方税法等の一部改正に伴い字句を整理するもので、第46条、第48条及び第50条関係であります。

3の施行期日等であります。

(1)の施行期日は、令和3年4月1日からの施行となります。ただし、第1条中南知多町税条例附則第10条の2第25項を同条第23項とし、同項の次に1項を加える改正規定(第24条に係る部分に限る。)は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日からの施行となります。

なお、附則第2条から第4条において、(2)町民税に関する経過措置、(3)固定資産税に関する経過措置及び(4)軽自動車税に関する経過措置について定めております。

また、提案理由の説明の次のページに、この条例の新旧対照表をつけていますので、

御覧いただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第26号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

○議長（藤井満久君）

日程第7、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

それでは、議案第27号、専決処分の承認を求めます南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の提案理由であります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町都市計画税条例を改正する必要性が生じたので、3月31日、町都市計画税条例の一部改正につきまして地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

2の改正の主な理由であります。

(1)地方税法の一部改正に伴う字句の整理で、附則第2項から第5項及び第16項関係であります。

(2)土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長する改正で、附則第7項及び第10項から第12項関係であります。

3の施行期日等であります。

令和3年4月1日からの施行となります。ただし、改正後の南知多町都市計画税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものであります。

なお、都市計画税につきましては、本町は平成15年度以降、課税を停止しています。また、提案理由の説明の次のページに、この条例の新旧対照表をつけていますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第27号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について）

○議長（藤井満久君）

日程第8、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第28号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明書を御覧ください。

1の提案の理由は、令和3年3月定例町議会において南知多町介護保険条例の一部を改正する条例が可決され、令和3年4月1日から施行されることとなっておりましたが、その改正条例において保険料の減額賦課に係る適用年度に改正漏れがあり、一部被保険者の保険料賦課に影響が出ることが判明いたしました。このことから、緊急に南知多町介護保険条例を改正する必要性が生じたことにより、令和3年3月31日、同条例の一部改正について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があるからであります。

2の改正の内容は、保険料の減額賦課に係る適用年度の改定で、第4条第2項から第4項関係であります。

3の施行期日等でございますが、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。ただし、改正後の南知多町介護保険条例第4条第2項から第4項までの規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしてあります。

次のページに新旧対照表を添付してありますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第28号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南知多町
一般会計補正予算（第3号））

○議長（藤井満久君）

日程第9、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南知多町一般会計補正予算（第3号））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

議案第29号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度南知多町一般会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の3ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億4,773万4,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページを御覧ください。

下段の表、3.歳出でございます。

6款農林水産業費、3項水産業費、4目漁港建設費は324万4,000円の増額補正であります。これは、港整備交付金工事として実施する日間賀漁港内の浮き栈橋新設工事におきまして、令和元年度に実施した設計業務に基づき想定しておりました工事費について、本年度施工に当たり再度設計積算を行った結果、一部使用資材規格の見直しや資材単価の上昇により修正が必要となったため、増額補正するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

上段の表、2.歳入でございます。

19款1項1目繰越金は324万4,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました日間賀漁港内の浮き栈橋新設工事の財源といたしまして増額補正するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第29号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第30号 新たに土地が生じたことの確認について(大字篠島)

日程第11 議案第31号 公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更について(大字篠島)

○議長(藤井満久君)

日程第10、議案第30号 新たに土地が生じたことの確認について(大字篠島)、日程第11、議案第31号 公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更について(大字篠島)の2件は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長(鈴木淳二君)

それでは、議案第30号 新たに土地が生じたことの確認について及び議案第31号 公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更についての2議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第30号 新たに土地が生じたことの確認につきましては、昭和33年及び昭和25年に埋立てが行われた土地について、令和3年2月19日付で愛知県により竣功認可されたものであることが証明されたため、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づきまして、新たに土地が生じたことの確認をお願いするものでございます。

また、議案第31号 公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更につきましては、新たに土地が生じたことの確認に伴いまして、地方自治法第260条第1項の規定に基づきまして字の区域の変更をお願いするものでございます。

新たに生じた土地につきましては、議案第30号の1枚目を御覧ください。

大字篠島字東山1番12、1番20、1番21、1番25、1番28及び1番34の地先公有水面埋立地749.79平方メートルと、大字篠島字神戸283番1、284番・285番合併、317番及び318番に隣接する堤防敷地、こちら無地番になっておりますが、こちらの地先公有水面埋立地1,371.70平方メートルでございます。

議案第31号におきましては、新たに生じた土地を篠島字東山及び篠島字神戸にそれぞれ編入するものでございます。

また、議案第30号、31号の参考資料としまして、それぞれの土地について愛知県により竣功認可されたものであることが確認された証明書、埋立地の位置図、形状図、求積平面図、埋立地付近の整理図が添付してございますので御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第30号、議案第31号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第30号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第32号 人権擁護委員の推薦について

○議長（藤井満久君）

日程第12、議案第32号 人権擁護委員の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第32号 人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長が議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦するものであり、これにより同大臣から委嘱されるものであります。

今回、5名の委員のうち、日間賀島地区の鈴木万藏さんが令和3年9月30日をもって任期満了となります。つきましては、その後任の候補者として、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある鈴木時平さんを新任で人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

鈴木時平さんは、現在、旅館業を営んでおり、昭和63年度には南知多町消防団第12分団分団長、平成9年度には南知多町立日間賀小学校PTA会長を歴任されました。

なお、人権擁護委員の任期は3年であります。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第32号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

日程第13 議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第14 議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第15 議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（藤井満久君）

日程第13、議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてから日程第15、議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてまでの3件は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第33号、34号、35号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、地方税法第423条第1項の規定に基づいて、固定資産税台帳に登録された価格に関する不服を審査・決定するため町に設置されています。委員の定数は3名で、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。

現在の委員3名は、大字山海の内藤宗充さんが7月14日、大字豊浜の榊原司さんが7月9日、大字大井の渡邊三郎さんが7月3日をもってそれぞれ任期満了となります。つきましては、現在の委員に引き続き委員をお願いするものでございます。

なお、委員の任期は3年であります。

それでは、3名の方の略歴を申し上げます。

議案第33号、内藤宗充さんは、内海地区区長会長、社会教育審議会委員などの公職を務められ、平成23年7月から社会福祉協議会会長に就任されております。なお、平成20年5月から固定資産評価審査委員会委員に就かれております。

議案第34号、榊原司さんは、土木工事業を営む傍ら、豊浜初神区の区会議員や区長

として地区の発展に貢献され、平成22年度からは町交通安全推進員としてお務めいただいております。なお、平成24年7月から固定資産評価審査委員会委員に就かれております。

議案第35号、渡邊三郎さんは、昭和53年4月より南知多町役場職員として勤務し、総務部長、厚生部長を歴任され、平成28年3月に退職されました。なお、平成30年7月から固定資産評価審査委員会委員に就かれております。

3名の方は、人格、識見ともに優れ、委員として適任者でありますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第33号から議案第35号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第33号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第34号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第35号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

日程第16 議案第36号 教育委員会委員の任命同意について

○議長（藤井満久君）

日程第16、議案第36号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第36号 教育委員会委員の任命同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

教育委員会委員5名のうち、大字大井の池戸義久さんが令和3年7月14日をもって4年間の任期が満了となります。つきましては、池戸義久さんの後任として山下陽さんを任命したいと存じます。

山下陽さんは、人格、識見に優れ、平成27年度には師崎小学校のPTA会長、平成30年度には師崎中学校のPTA会長を務められるなど、教育に関する経験も豊かでありますので、地方教育行政及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、山下陽さんの任期は、令和3年7月15日から4年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

日程第17 議案第37号 農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることの同意について

○議長（藤井満久君）

日程第17、議案第37号 農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることの同意についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、議案第37号 農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることの同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由です。

農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定により、農業委員会委員の候補者を募集した結果、委員定数7人に対して7人の推薦がありました。しかし、候補者のうち認定農業者等は2人、認定農業者等に準ずる者は1人でありました。

このため、法第8条第5項で規定している認定農業者等が農業委員会委員の過半数を占めることができなくなりましたので、同法第8条第5項のただし書及び、同法施行規則第2条第2号で規定している認定農業者が少ない場合で、認定農業者等またはこれらに準ずる者が農業委員会委員の4分の1以上を占めることを適用するため、議会の同意を求める必要があるからでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

内田議員。

○5番(内田 保君)

農業委員会の委員の選出に当たって、確認と質問をさせていただきます。

まず農業委員会法では、南知多町が7名おりますので、その4名は認定農業者でなければならないという形が、これは法律の立てつけがございます。今回2名しか応募していなかったということで、事情は分かります。しかし、その経過について質問させていただきたいと思います。

本来、4名の認定農業者がいて初めて農業委員会が成立するというのは法律の建前でございますけど、今回2名しかいないと。では2名に至ったその理由は何だったのかと。特に、団体推薦しか南知多町のホームページを見てみるとありませんでした。個人推薦もできますし、自推もできるんですね。認定農業者は南知多町は40名います。この応募のときの対応は、ホームページや広報や、それ以外で、その40名の方に、また農業者の方に全て周知したのかどうか、このことについてお聞かせください。

それからもう一点。

南知多町は、今後、第7次総合計画の中でも男女共同参画をうたっております。あらゆる審議会の中においても女性を入れるということは非常に大事なことだと私は思います。

そういう点で、女性の委員を推薦するような、お知らせというか、そういうことはどれだけ努力されたのか、この2点についてお聞かせください。

○議長(藤井満久君)

産業振興課長。

○産業振興課長(奥川広康君)

まず、農業委員選定につきましての経過を説明させていただきます。

募集期間につきましては、令和2年2月5日から3月5日までが当初募集させていただきました。その時点で推薦者が6名埋まったものですから、14日間を延長いたしまして追加募集を図りました。

農業委員につきましては、推薦募集は広く一般的に求めるものでありますから、特定の農業者は団体のみに推薦募集を求めることは適当でないとされていることから、町内の全ての認定農業者や女性農業者などに声かけをする措置は取らずに、定員が7名、3月19日に7名になったところで再応募も行いませんでした。

全ての認定農業者に周知したのかという点でございますが、先ほども申したように、個人的な農業者に対しての募集を求めることは適当でないという形で、認定農業者には全ての方には周知しておりません。

また、女性農業者についても個別的に声かけをするなどの措置はしておりません。しかしながら、議員もおっしゃるように、特に認定農業者につきましては過半数の要件が法で定めておられますので、今後につきましては、町内の認定農業者に手を挙げていただくような募集や周知方法について工夫するなど、さらなる積極的な取組が必要であると考えております。

あわせて、中立委員や女性、青年の確保についても同様に進めてまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時45分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 10時32分 〕

〔 再開 10時45分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

日程第18 議案第38号 農業委員会委員の任命同意について

日程第19 議案第39号 農業委員会委員の任命同意について

日程第20 議案第40号 農業委員会委員の任命同意について

日程第21 議案第41号 農業委員会委員の任命同意について

日程第22 議案第42号 農業委員会委員の任命同意について

日程第23 議案第43号 農業委員会委員の任命同意について

日程第24 議案第44号 農業委員会委員の任命同意について

○議長（藤井満久君）

日程第18、議案第38号 農業委員会委員の任命同意についての件から日程第24、議案第44号 農業委員会委員の任命同意についての件まで7件は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

それでは、議案第38号から第44号、農業委員会委員の任命同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、農業委員会委員が令和3年7月19日をもって任期満了となりますので、7名の方を農業委員会委員に任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第38号、神谷勇さんにつきましては、現在、農業委員会委員を務めていただいております。そのほか知多南部土地改良区理事長を務められており、農業に従事されています。農業委員として適任と考えていますので、引き続き農業委員に任命させていただきたいものでございます。

議案第39号、内田敏明さんにつきましては、現在、農業委員会委員を務めていただいております。農業に従事されています。農業委員として適任と考えていますので、引き続き農業委員会委員に任命させていただきたいものでございます。

議案第40号、大岩徳夫さんにつきましては、現在、あいち知多農業協同組合の南知多地域担当理事代表を務められており、農業に従事されています。農業委員として適任と考えていますので、農業委員に任命させていただきたいものでございます。なお、この方は、認定農業者でございます。

議案第41号、間瀬憲一さんにつきましては、現在、農業委員会会長を務めていただいております。息子さんの経営している農業に従事され、経営にも参画されています。農業委員として適任と考えていますので、引き続き農業委員に任命させていただきたいものでございます。なお、この方は、認定農業者等に準ずる者でございます。

議案第42号、丸山賢治さんにつきましては、農業に従事されています。農業委員として適任と考えていますので、農業委員に任命させていただきたいものでございます。なお、この方は、認定農業者でございます。

議案第43号、家田増明さんにつきましては、現在、農業委員会委員を務めていただいております。そのほか、愛知用土地改良区の南知多地域の理事を務められており、農業に従事されています。農業委員として適任と考えていますので、引き続き農業委員に任命させていただきたいものでございます。

議案第44号、北河龍吉さんにつきましては、現在、漁業従事者であり、農業には従事されていませんが、過去に中学校のPTA会長を務めるなど識見に優れておりますので、農業委員に任命させていただきたいものでございます。なお、この方は、農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない中立な人であります。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第38号から議案第44号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第38号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第39号の件を採決します。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第40号の件を採決します。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第41号の件を採決します。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第42号の件を採決します。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第43号の件を採決します。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第44号の件を採決します。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

日程第25 議案第45号 南知多町学校給食センター設置及び管理条例の制定について

○議長（藤井満久君）

日程第25、議案第45号 南知多町学校給食センター設置及び管理条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（鈴木茂夫君）

それでは、議案第45号 南知多町学校給食センター設置及び管理条例の制定につきまして、制定理由の説明を申し上げます。

制定理由の説明を御覧ください。

1. 制定の理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定により、新たに南知多町学校給食センターを建設することから、設置及び管理について必要な事項を定めるため条例を制定する必要があるからでございます。

2の制定の主な内容でございます。

(1)設置に関する規定は、南知多町立学校において実施する学校給食の業務を処理するとともに、食育の推進を図る施設として、南知多町学校給食センターを設置とするもので、第1条関係でございます。

(2)研修室の使用に関する規定は、南知多町教育委員会は、給食センターの研修室を町民の健康づくり及び食育の推進を図ることを目的として活動する者に使用させることができるとするもので、第5条関係でございます。

(3)使用の許可に関する規定は、研修室を使用しようとする者は教育委員会の許可を受けなければならないとするもので、第6条関係でございます。

(4)使用料に関する規定は、研修室の利用者は使用料を納付しなければならないとするもので、第9条関係でございます。

3の施行期日等でございますが、(1)施行期日は、令和3年9月1日でございます。

(2)南知多町使用料条例の一部改正は、この条例の制定により南知多町使用料条例に

別表第5を加え、給食センター研修室の使用料を1時間当たり350円とするものであります。

(3)南知多町学校給食共同調理場設置条例の廃止は、この条例の制定により廃止するものであります。

次のページは、南知多町使用料条例の一部改正新旧対照表をつけてございますので、後ほど御覧ください。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第45号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第46号 南知多町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
について

○議長（藤井満久君）

日程第26、議案第46号 南知多町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

それでは、議案第46号 南知多町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書を御覧ください。

1の改正の理由です。

行政手続における負担を軽減し、利便性向上や手続の簡略化を図ることを目的に押印を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、固定資産評価審査申出書等への押印を不要とするもので、第4条及び第8条関係であります。

3の施行期日は、公布の日からです。

また、提案理由の説明の次のページに、この条例の新旧対照表をつけていますので御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第46号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第47号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第27、議案第47号 南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

それでは、議案第47号 南知多町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由であります。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容であります。

個人の町民税関係において、(1)均等割及び所得割の非課税の範囲に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとする改正で、第26条及び附則第5条関係であります。

(2)認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の寄附金控除の特例について、その対象となる認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附を除外することとする改正で、第33条の7関係であります。

(3)特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を令和9年度分まで延長する改正で、附則第6条関係であります。

3の施行期日等であります。

(1)の施行期日は、令和4年1月1日からの施行となります。ただし、第26条第2項、第35条の3の3第1項及び附則第5条第1項の改正規定並びに附則第2条第2項の規定は、令和6年1月1日からの施行となります。

なお、附則第2条において、(2)町民税に関する経過措置について定めております。

また、提案理由の説明の次のページに、この条例の新旧対照表をつけていますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第47号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第48号 南知多町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第28、議案第48号 南知多町火入れに関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、議案第48号 南知多町火入れに関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明させていただきます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由です。

改正の理由につきましては、行政手続における負担を軽減し、利便性向上や手続の簡略化を図ることを目的に押印を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、火入許可申請書への押印を不要とするものであります。

3の施行期日は、公布の日からです。

なお、次のページに、火入れに関する条例の一部改正新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に

付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第48号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第29 議案第49号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第29、議案第49号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第49号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1. 改正の理由につきましては、母子家庭等医療が所得制限について準用する児童扶養手当において、支給制限を行う所得の範囲について非課税所得である障害年金等を含めることとする条項が新設されましたが、この条項は年金制度の機能強化の一環として特例的に設けられた措置に関するものであって、国の独り親施策である自立支援給付金における準用はされない旨が明示されているなど、ほかの制度が準用することを想定した規定ではありません。

したがって、本町の母子家庭等医療制度においても国の独り親施策と同様に、従前の例で所得限度額を計算するものとし、その上で現在の記載である所得の範囲及び計算方法を明確にするため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、所得の範囲及びその額の計算方法を改正するもので、第2条関係であります。

次のページに新旧対照表を添付していますので、後ほど御覧ください。

3の施行期日は、公布の日から施行し、令和3年3月1日から適用するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第49号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第30 議案第50号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第4号）

○議長（藤井満久君）

日程第30、議案第50号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

議案第50号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,541万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億1,314万5,000円とするものであります。

第2条は地方債の補正で、地方債の変更をお願いするものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず歳出から御説明いたします。

12ページ、13ページを御覧ください。

3. 歳出であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、8 目企画費は1,800万円の増額補正であります。このうち7 節報償費から13 節使用料及び賃借料までの200万円の増額補正は、移住・定住・交流推進支援事業といたしまして、本町の地域資源の一つである農業を通じて農産物の価値などを知るための体験ツアーの実施や交流会の開催、プロモーション動画作成などを行うための経費でございます。

次に、18 節負担金、補助及び交付金は1,600万円の増額補正で、これは内海地区区長会の事務用機器及びイベント備品の購入並びに内海利屋区のコミュニティセンター建設などに対しまして、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成金が交付されることとなりましたので、その同額を補助金として交付するものでございます。

次に、3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童運営費は40万7,000円の増額補正であります。これは内海保育所の冷凍冷蔵庫が故障したことによる買換えのため増額補正するものであります。

次に、5 目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は1,330万9,000円の増額補正であります。これは子育て世帯生活支援特別給付金給付事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、児童1 人当たり一律5 万円を支給するための経費及び職員の時間外勤務手当を計上したものでございます。

次に、14 ページ、15 ページを御覧ください。

6 款農林水産業費、3 項水産業費、2 目水産業振興費は537万7,000円の増額補正であります。これは、ノリ養殖の食害防止策を推進するために町内各漁業協同組合が実施する防除網及び防除資材の整備費に対する補助金でございます。

次に、7 款1 項商工費、4 目観光振興費は677万1,000円の増額補正であります。これは新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、コロナ禍、アフターコロナを見据え、本町に訪れた方々が安心して南知多町を満喫できるよう、感染防止対策の基準となる南知多町安全・安心マークを新たに設けるなど、安全・安心な宿泊施設等の提供を目的とした感染症対策を実施するための補助金でございます。

次に、9 款1 項消防費、4 目災害対策費は200万円の増額補正でございます。これは、日間賀島地区防災委員会が可搬ポンプなどの防災資機材を購入するのに対しまして、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成金が交付されることとなりましたの

で、その同額を補助金として交付するものでございます。

次に、16ページ、17ページを御覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費は1,191万4,000円の増額補正であります。このうち学校保健特別対策事業費補助金は880万円の増額補正で、小・中学校が感染症対策等を徹底しながら円滑に学校教育活動を継続するための経費に対する補助金でございます。

小中学校修学旅行等キャンセル料補助金は311万4,000円の増額補正で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、修学旅行や林間学校を中止としたり、参加を予定していた児童・生徒が出席停止により参加できなくなった場合に、学校あるいは保護者が負担するキャンセル料を補助するための経費でございます。

次に、5項保健体育費、3目体育施設費は763万3,000円の増額補正でございます。これは、総合体育館にある移動式バスケットゴールが購入から30年経過し、老朽化しているため、移動式バスケットゴール1対を更新するための経費でございます。

次に、4目給食施設費は、学校給食センター整備事業に対する国庫補助金の減額に伴う財源更正であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

8ページ、9ページを御覧ください。

2. 歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は1,428万5,000円の増額補正でございます。これは新型コロナウイルス感染症に対応するための交付金で、町が実施する新型コロナウイルス感染症対策事業に対する交付金であります。

次に、2目民生費国庫補助金は1,330万9,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に対する補助金でございます。

次に、5目教育費国庫補助金のうち、1節教育総務費補助金は440万円の増額補正で、歳出で御説明いたしました小・中学校が感染症対策等を徹底しながら円滑に学校教育活動を継続するための経費に対する補助金でございます。

次に、6節給食施設費補助金は1,907万5,000円の減額補正であります。これは学校給食センター整備事業に対する補助金で、補助金の算出基準の一つである令和5年5月時点の本町の児童・生徒数が1,000人を下回る見込みであり、改めて1,000人以下の算出基

準を用いて補助金の再計算を行ったところ、減額となったものでございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金は537万7,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしましたノリ養殖食害防止対策事業に対する補助金でございます。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、3目公共施設等整備基金繰入金は177万5,000円の増額補正であります。これは、学校給食センター整備事業に係る国庫補助金の減額に伴い、地方債以外の財源として増額するものでございます。

次に、19款1項1目繰越金は326万8,000円の増額補正であります。これは、今回の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業以外の歳入歳出補正の財源調整としまして増額するものでございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。

20款諸収入、4項雑入、3目雑入は2,477万2,000円の増額補正でございます。このうち1節総務費雑入は、内海地区区長会の事務用機器などの購入並びに内海利屋区のコミュニティセンター建設などに対するコミュニティ助成事業補助金に係る一般財団法人自治総合センターからの助成金及び移住・定住・交流推進支援事業に係る経費に対する一般社団法人移住・交流推進機構からの助成金でございます。

次に、7節消防費雑入は200万円の増額補正であります。これは、日間賀島地区防災委員会が可搬ポンプなどの防災資機材を購入することに対するコミュニティ助成事業補助金に係る一般財団法人自治総合センターからの助成金でございます。

次に、8節教育費雑入は477万2,000円の増額補正であります。これは、総合体育館の移動式バスケットゴール購入に対する独立行政法人日本スポーツ振興センターからの助成金でございます。

次に、21款1項町債、6目教育債は1,730万円の増額補正でございます。これは、学校給食センター整備事業に係る国庫補助金の減額に伴い、その財源とするため限度額を増額するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、4ページを御覧ください。

第2表、地方債補正の表でございます。

歳入の21款町債にて御説明させていただきました地方債の変更による限度額の増額補正でございます。

次に、18ページからの補正予算給与費明細書でございます。

19ページを御覧ください。

上段の表、ア、会計年度任用職員以外の職員の表の下段、比較の欄、職員手当を御覧ください。職員手当15万7,000円の増額でございます。これは、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る職員の時間外勤務手当の増額でございます。

次に、最後のページ、22ページを御覧ください。

地方債の現在高見込みに関する調書でございます。

表の一番下段の右側になりますが、令和3年度末現在高見込額は75億3,782万5,000円でございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第50号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第31 請願第2号 南知多町の町長・町議会議員選挙での選挙公報条例の制定を
求める請願

○議長（藤井満久君）

日程第31、請願第2号 南知多町の町長・町議会議員選挙での選挙公報条例の制定を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願第2号につきましては、お手元の請願文書表のとおりであります。

本件については、会議規則第91条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思

います。

○議長（藤井満久君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[散会 11時22分]

